

【資料編】

資料 1 主な個別計画の解説

奥州市障がい者計画／奥州市障がい福祉計画・奥州市障がい児計画

障がい者計画は、国の障害者基本計画や都道府県障害者計画を基本として保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障がい福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的としています。

奥州市障がい福祉計画及び奥州市障がい児福祉計画は、国の基本指針に即して福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することや各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定め、障がいの現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、これらに基づいて今後の障がい福祉及び障がい児福祉施策を効果的に推進していくことを目的としています。

奥州市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、幼児期の学校教育・保育の総合的提供とすべての子どもと子育て家庭への支援に重点を置いた事業計画です。

ニーズ調査により、子育ての現状や子育て支援サービスの利用希望等を把握し、それを基にすべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境の整備、子育てするすべての人に対する様々な支援の提供、身近な地域の様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境を整備することにより、子どもの育ちと子育て家庭を地域みんなが支えていくまちづくりを目指すものです。

奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画で、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと安心して暮らせる社会の構築を目指します。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービスの量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画です。

奥州市健康増進計画（健康おうしゅう 21 プラン）

市民一人ひとりが等しく健康づくりの大切さを自覚し、健康づくりに積極的に取り組むための環境整備を行うことを目的とした健康増進法に基づく奥州市健康増進計画です。

市民一人ひとりの主体性と地域における協働を大切に、子どもからお年寄りまでが健康で安心して生活できるまちづくりの実現をめざして、市民の健康づくりの施策を総合的に展開していくものです。

(地域福祉計画と他の主な計画の策定状況)

計画名	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 1	2	3	4	5	6	7	8
奥州市総合計画																					
奥州市地域福祉計画																					
奥州市障がい者計画																					
奥州市障がい福祉計画																					
奥州市障がい児計画																					
奥州市子ども・子育て支援事業計画																					
奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画																					
奥州市健康増進計画 (健康おうしゅう21プラン)																					
奥州市地域福祉活動計画 【奥州市社会福祉協議会】																					
岩手県地域福祉支援計画 【岩手県】																					

資料 2 社会福祉法改正の概要

【令和 3 年 4 月 1 日施行】

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 52 号)により改正された社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の主な改正点

1 地域福祉の推進(第 4 条関係)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないことが規定されたこと。

2 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務(第 6 条関係)

(1) 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないことが規定されたこと。

(2) 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないことが規定されたこと。

3 包括的な支援体制の整備(第 106 条の 3 関係)

厚生労働大臣は、重層的支援体制整備事業をはじめとする施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することが規定されたこと。

4 重層的支援体制整備事業(第 106 条の 4 関係)

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法(以下「各法」という。)に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることが規定されたこと。

ア 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

イ 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業

ウ 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備

及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

エ 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

オ 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

カ 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

5 重層的支援体制整備事業計画（第 106 条の 5 関係）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることが規定されたこと。

6 支援会議（第 106 条の 6 関係）

市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができることが規定されたこと。

7 市町村の支弁（第 106 条の 7 関係）

重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすることが規定されたこと。

8 市町村に対する交付金の交付（第 106 条の 8 及び第 106 条の 9 関係）

国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付することが規定されたこと。

9 重層的支援体制整備事業と介護保険法等の調整（第 106 条の 11 関係）

市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合は、各法に基づく事業についての市町村の支弁に係る費用から重層的支援体制整備事業に要する費用を除くための必要な読替えを行うこと。

10 市町村地域福祉計画（第 107 条関係）

市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとすることが規定されたこと。

【平成 30 年 4 月 1 日施行】

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の主な改正点

1 地域福祉の推進（第 4 条関係）

- (1) 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会について、与えられるものでなく、確保されるべきものとして規定されたこと。
- (2) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ることが規定されたこと。

2 福祉サービスの提供の原則（第 5 条関係）

社会福祉を目的とする事業を営業者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との連携にも配慮すべきことが規定されたこと。

3 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務（第 6 条関係）

国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めることが規定されたこと。

4 地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務（第 106 条の 2 関係）

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、各相談支援を担う事業者が必要に応じて適切な支援関係機関につなげるよう努めることが規定されたこと。

5 包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3 関係）

市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備事業、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備事業、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築事業等を通じ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定されたこと。

6 市町村地域福祉計画（第 107 条関係）

市町村地域福祉計画及の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉そ

の他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられたこと。また、策定した地域福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることが規定されたこと。

資料3 「具体的な施策」についての事業・業務等の解説（五十音順）

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
【あ行】			
アウトリーチ（訪問型支援）	福祉課	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、市や支援機関が積極的に対象者の居る場所に出向くなどして、情報や支援を届ける働きかけです。	34, 36
一時生活支援事業	福祉課	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業です。	34
医療的ケア児・重症児対策	健康増進課	医療的ケア児及び重症心身障害児とその家族を地域で支えるため、ご家族の相談、福祉サービスの紹介、関係機関との連携など、総合的な支援を行います。	32
奥州市献血推進協議会	福祉課	事務局を福祉課に置き、献血事業の円滑な運営に協力するとともに、献血思想の普及を図り、地域社会の献血体制の推進に寄与することを目的に活動しています。	29, 31
奥州市高齢者福祉・介護保険事業計画	長寿社会課	高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画で、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと安心して暮らせる社会の構築を目指します。 介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービスの量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画です。	36
奥州市住生活基本計画	都市計画課	良好な住まいづくりや快適な住環境づくりなどを総合的・体系的に展開するための基本的な方向性を示すとともに、市民・事業者・NPO・国・岩手県などとの連携と協働による住宅・住環境づくりを総合的・計画的に推進するための指針となる計画です。	34
奥州市障がい者活躍推進計画	総務課	障がいのある職員を含む全ての市職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組むこととし、令和2年4月に策定した計画です。	35
奥州市障がい者計画	福祉課	国の障害者基本計画や都道府県障害者計画を基本として保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障がい福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的とした計画です。	36
奥州市障がい者計画（奥州市基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制強化）	福祉課	市の相談支援事業の中核となる奥州市基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業の質を高め、地域生活に必要な様々なサービスが適切に利用できるように、障がい者の相談体制の充実を図ります。	37
奥州市自殺対策計画	健康増進課	自殺者数（自殺死亡率）の減少を目標とした、令和元年度から5年度までの5か年計画です。 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすための取組（自殺対策）を、庁内及び関係機関と連携し、地域ぐるみで推進するものです。	34
奥州市成年後見制度利用支援事業	福祉課 長寿社会課	成年後見制度利用の助長、成年後見人等への報酬助成、その他の成年後見開始等に係る支援を実施する事業です。	33
奥州市総合防災訓練	危機管理課	奥州市地域防災計画に基づき、市民の防災に対する意識啓発を図るとともに、防災関係機関相互の協力体制を確立するため、有事の際に迅速かつ円滑な活動ができるよう総合的かつ実践的な訓練を実施しています。	25
奥州市男女共同参画推進事業	地域づくり推進課	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することのできる社会の形成のため、市民の男女共同参画に対する意識浸透の促進するための啓発事業等を実施します。	35

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
奥州市地域防災計画	危機管理課	災害対策基本法第42条に基づき、防災の対策や災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画などを具体的に定めた計画です。	25, 35
奥州市都市計画マスタープラン	都市計画課	総合計画の将来都市像を実現するため、長期的な視点から都市及び地域のあるべき姿を具体的に示すとともに、土地利用、都市基盤整備の方針及びそれを実現するための方策を示す基本方針です。	35
奥州市都市再生整備計画	都市計画課	都市再生整備計画とは、地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図るため、都市の再生に必要な整備を重点的に行う区域を定め目標をもって事業を行っていくために作成する計画です。 この計画を策定し広く周知することにより民間活動の取り組みや官民連携による地域資源を生かしたまちづくりを推進し、市街地活性化の推進や賑わい再生など、目標を持った施策を実行することによる新たなまちづくりを進めていくものです。	27, 28
奥州市農業振興ビジョン（農福連携の推進）	農政課	農福連携研修会などへの参加を通じた情報共有に努め、国や県など関係機関における事業について、農業者等向けに市ホームページなどで情報提供を行っています。 県と協力してマッチングに向けたニーズ把握に努めています。	36
奥州市避難行動要支援者避難支援計画	福祉課	避難行動要支援者の避難支援対策の基本的な考え方や進め方について定めた計画であるとともに、避難行動要支援者に対する奥州市の避難支援体制の基本となる計画です。	25, 35
奥州市立地適正化計画	都市計画課	立地適正化計画とは、都市再生特別措置法に基づく住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画をいいます。 この計画は都市計画マスタープランの高度化版であり、地方都市における急速な少子高齢化を伴う人口減少社会下のもと将来においても持続可能な都市経営を維持していくため、行政と住民・民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを推進していけるよう、都市全体を見渡し居住や都市機能を誘導すべき区域を定め都市部の密度を維持しながら快適な生活環境を実現するとともに、都市部と地域拠点部とを公共交通で連携する多極ネットワーク型のまちづくりを行うことにより一定のサービスを維持できる都市を目指すため策定するものです。 奥州市においてもこの計画を策定し将来都市像を明確に見定め、その実現のために必要な取り組みを長期的な時間軸の中で着実に実行していくことにより持続可能な都市を目指していくものです。	25, 35
奥州市立地適正化計画の策定による公共事業の補助率上乘せや特別な事業債の利用	都市計画課	立地適正化計画を策定し、その目指すべき都市像を実現するために必要な取り組みや施策を実施する際に補助事業対象となるほか、都市機能や居住を誘導すべき区域内で行われる利便増進事業等に対し、補助対象事業の補助率の嵩上げや、立地適正化計画に基づく単独事業等に対して地方交付税措置が有利に適用される事業債を利用できます。	25

【か行】

介護予防・日常生活支援総合事業	地域医療介護推進室	市町村が中心となって、地域の実情に応じて実施する介護保険制度の事業です。要支援者等に対するホームヘルプサービスやデイサービスなどを実施する介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上のすべての人を対象として、生きがいや役割を持って生活できるよう住民主体の通いの場づくりなどを行う一般介護予防事業から構成されます。	36
外出支援サービス事業	社会福祉協議会	前沢・胆沢・衣川地域では福祉有償輸送の許可を受け、寝たきり高齢者・重度の下肢障がい者等を対象に、ボランティアがリフト付車両を運行し、通院や公共施設への外出の支援をしています。市内全域では、リフト付福祉車両の貸出しを「あばいん」という愛称で行っており、社会参加活動促進の支援を行っています。	22

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
共同募金	社会福祉協議会	共同募金は、民間の募金活動を制度化したもので、共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分され活用されています。	25
緊急連絡カード	社会福祉協議会	にこにこネット台帳(避難行動要支援者台帳、見守り・安心台帳)登録者に配布し、救急隊の円滑な搬送や医療機関の情報確認に活用しています。	22, 25
くらし・安心応援室	社会福祉協議会	生活困窮、就労や家庭の問題など抱えている課題を支援員が相談に応じ、適切な対応ができる他の専門機関につなげます。相談者の意志や希望を尊重しながら必要な支援が計画的に行われるようプランを作成し、プランに基づいたサービスが提供されます。	34, 35, 36, 37
くらしとこころの総合相談会	社会福祉協議会	関係する相談機関と連携して、悩みごとや困りごとの解決援助を行うワンストップで悩みを解決できる場とする総合相談会です。	34
ゲートキーパー養成事業	健康増進課	自殺対策の人材育成の一環として実施するものです。「困難を抱えている人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげ、見守る」という「ゲートキーパー」の視点を持つ人を地域に増やすことを目的に、地域住民や地域の団体、市職員等を対象に実施しています。内容は、医師や有識者、保健師による講話やDVD視聴（どのように対応したらよいか）、ロールプレイ等です。	34
権利擁護あんしんセンター	社会福祉協議会	成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象となる権利擁護を必要とする方が、地域で安心して暮らし続けることができるように、一体的・総合的な支援を行います。	33
権利擁護推進事業	福祉課	成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象となる者など権利擁護を必要とする者に対し、一体的で総合的な支援を実施するための拠点を設置し、支援者を配置して判断能力の不十分な者への支援を行う事業です。	33
交通安全教室	生活環境課	交通指導員等により子供から高齢者等各年代に応じた交通安全教育を行い、また、奥州市交通安全対策協議会と連携して、高齢者在宅家庭訪問等により、広く住民に交通安全思想の普及を図り交通事故の防止に努めています。	35
行旅浮浪人・病人などの法外援護	福祉課	行旅浮浪人は、行旅者若しくは居所のない（不明）者をいいます。行旅病人は、歩行することができない行旅中の病人で療養先が見つからず、救護者のいない者です。行旅人が病気になったり死亡したりした場合は、所在地の市町村が救護することになります。	37
ご近所福祉スタッフ	社会福祉協議会	市内50世帯に1人を目安に配置し、民生児童委員や地域福祉を進める方々と協働しながら安全・安心の地域づくりに取り組んでもらう方です。	22, 26, 36
子育て支援拠点事業	こども家庭課	地域の身近な場所に子育て中の親子が気軽に集う「地域子育て支援拠点」を開設し、(1)子育て親子の交流、(2)子育て等に関する相談の実施、(3)地域の子育て関連の情報提供、(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の開催などを実施し、地域の実情に応じた子育てに関する援助活動を行う事業。	32
子育て世代包括支援センター「プチベベ」	こども家庭課	妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない相談や必要な支援の調整を行う、子育て相談のワンストップ窓口。	37
子育て総合支援センター	こども家庭課	子育て世代包括支援センター事業のうち、主に未就園児童を対象に、助産師等による子育て相談や赤ちゃん訪問での助言・相談対応のほか、発達に課題を抱える未就学児童の発達支援、療育事業を行う施設。	37
ごみ屋敷未然予防	生活環境課	地域の公衆衛生組合連合会と連携し、ごみ・資源物の適正分別・排出等の巡回指導を行い平時からごみの集積を予防しています。	34

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
【さ行】			
ささえあいの会	社会福祉協議会	ふだんの生活の中で手助けが欲しい「おねがい会員」とお手伝いができる「まかせて会員」が、有償で助け合う組織です。高齢者や障がい、病気などで生活の手助けが欲しいときに、会員相互で援助を行うものです。	22, 23
支援会議	福祉課	会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における支援体制の検討を行うものです。	34
自主防災組織	危機管理課	自治会や町内会等を中心とした地域住民による任意の防災組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行い、有事の際には地域においての「共助」の中核をなす組織です。	25
市長申立による成年後見制度利用の支援	福祉課	地域生活支援事業を活用し、申立人が不存在の場合、市長申立により成年後見制度の利用を支援します。	33
市内社会福祉法人ネットワーク会議	社会福祉協議会	社会福祉法人の地域貢献事業の支援のため、地域の福祉ニーズ等に対して、市内の社会福祉法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われるように、法人連携の仕組みとネットワーク化をすすめます。	29
社会福祉協議会運営費補助	福祉課	奥州市社会福祉協議会の円滑な運営を支援することを目的に、運営費に対して補助金を交付しています。	29
社会福祉施設管理運営補助	福祉課	社会福祉法人が実施する社会福祉事業の健全な発展と育成を図ることを目的に、市が交付する補助金です。	29
社会福祉法人指導監査	福祉課	社会福祉法人が法令又は通知等に定められた法人として順守すべき事項について、運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施する監査です。	39
集会施設整備補助事業	地域づくり推進課	自治会・町内会等地域自治組織が主体的に地域課題解決のための取組み、地域住民の自治意識の高揚と協調を促進するため、集会施設整備に要する経費を補助します。	24
重層的支援体制の整備	福祉課	地域生活課題に対し、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、多様で複合的な課題については、庁内で連携し、支援に向けた検討とサービス提供をする体制です。今後、体制構築に向け検討していきます。	34, 35, 36, 37, 38
就労的活動支援コーディネーター	地域医療介護推進室	役割がある形での高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援員です。配置については、今後検討を進める予定です。	34
障がい者等地域生活支援事業	社会福祉協議会	障がい者が集う空間づくりや障がい者に対する理解啓発を目的としたサロンの開催など、障がい者総合支援法に基づき障がい者の地域生活支援する事業を各種行っています。 聴覚障がい者の日常生活上の基本的なコミュニケーションの支援と交流を図るため、聴覚障がい者等の知識と日常会話に必要な手話表現技術等の習得者の養成も行っています。	27
小地域ネットワーク事業	社会福祉協議会	地域の要援護者等に対して見守りの安否確認や声がけ訪問等を行い、住み慣れた地域で住み続けていくための支援を、民生児童委員、福祉活動推進員(行政区長)、ご近所福祉スタッフ、町内会・自治会役員などの地域の福祉活動に携わる方々を中心に展開している事業です。	22, 23, 24, 25, 27, 31, 32, 35, 36, 37
消費者安全確保地域協議会	市民課	判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行います。令和3年度中に「みまもりおーネット」と連携して設置予定です。	21, 35, 36, 37

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
情報共有ガイドライン	社会福祉協議会	地域支援や見守り課題の把握のために、必要な情報を支援に関わる関係者間で共有する際の指針です。今後、策定を予定しています。	23
職員向けゲートキーパー養成研修	総務課	窓口業務等をはじめ直接市民に接するとともに、地域の一人でもある市職員が、困難を抱えている人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげ、見守るという「ゲートキーパー」の視点を身に着けることを目的に、職員向け研修として実施するものです。	38
職員向け認知症サポーター養成講座	総務課	窓口業務等をはじめ直接市民に接するとともに、地域の一人でもある市職員が、認知症について正しい知識を身につけることにより、偏見を持たず、できる範囲で認知症の人やその家族を温かく見守り、手助けする地域の応援者となることを目的に、職員向け研修として実施するものです。	38
ジョブカフェ奥州	企業振興課	就労相談や適職診断、応募書類の作成支援、面接練習等の就労に関する事項について就労相談員が無料でサポートしています。	34
心配ごと相談所	社会福祉協議会	市民のためのよろず相談窓口を設置し、悩みごと、困りごとの解決援助を実施しています。	34
生活ごみや資源物の適正分別・排出支援	生活環境課	「ごみ・リサイクル出前講座」を地域や様々な集会等で開催し、市民に適正分別・排出をわかりやすく周知しています。また資源物の回収には町内会等地域の団体による集団回収等を奨励し排出困難者を支援していきます。	35
生活困窮者自立相談支援事業	福祉課	生活困窮者が抱える問題について、生活困窮者やその家族又はその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連携調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業です。	34, 36
生活支援体制整備事業	地域医療介護推進室	多様な日常生活上の支援体制の充実強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と協議体の設置などを行い、高齢者を支える地域づくりを推進する事業です。	24, 35
成年後見制度の利用促進基本計画(市町村計画)	福祉課	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度に市が取り組むため、その施策について計画を策定し取り組むものです。現在、計画策定の作業中です。	33
騒音・悪臭等住環境悪化の未然防止	生活環境課	事業所等にあつては公害防止協定の締結を行い、自然、地域住環境に配慮した事業活動を要請し、巡回・指導を行っています。	35

【た行】

第3次奥州市バス交通計画	政策企画課公共交通対策室	利用者が少ない中山間地域で路線バスの維持は困難なため、バス路線や市が運営する患者輸送バスなどを再編し、利用者が多い「幹線」、市街地と地区を結ぶ「支線」、地区内を移動する事前予約制の乗合交通「地区内交通」の3つが役割分担をしながら、誰もが一定の負担で直近の都市拠点（現在の都市計画マスタープランに掲げる水沢、江刺、前沢の各市街地）まで移動できる交通体系を構築します。	27, 35, 36
胆江障害者就業・生活支援センター	福祉課	障がいのある方の身近な地域において、働きたい障害のある方や障害のある方の雇用に取り組んでいる、若しくは、これから取り組みたいと企業の皆さまへの相談・支援を行う機関です。	34
胆江地区保護司会	福祉課	保護司は、保護司法に基づき犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司はそれぞれに配属された保護司会において活動します。研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。管内では胆江地区が圏域の団体です。	34

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
地域ケア会議	地域包括支援センター	個別ケースの支援から高齢者の自立支援、関係機関とのネットワーク構築、地域課題の把握、地域づくり等の検討を行います。奥州市の地域ケア会議は、個別地域ケア会議、小地域ケア会議、市地域ケア推進会議の3段階としています。	22
地域食堂	社会福祉協議会	行政区内の集会所等を活用し、「集う・食べる・語る」をテーマに、会食や配食、軽食喫茶等の形態で、住民相互が食でつながるコミュニティ活動を推進する取組です。	24
地域セーフティネット会議	社会福祉協議会	行政区を基本単位として、地域の情報交換、困りごとの話し合いと解決策の検討、見守りが必要な世帯の把握と選定、支援経過の確認等を話し合う地域の会議です。地域での積極的な会議開催を推進しています。	22, 24, 25, 27, 32, 37
地区センターのバリアフリー化	地域づくり推進課	地域づくり活動拠点である地区センターの整備計画に基づき、地域住民の誰もが安全かつ円滑に利用できるようなスロープ設置、トイレ洋式化などバリアフリー設備を整備することです。	24
中核機関の設置	福祉課	成年校制度利用促進に取り組むため、専門職による専門的助言の支援の確保や、協議会の事務局など地域連携を進めるためのコーディネート機関です。奥州市と金ヶ崎町を一体とし広域で取り組むため協議をすすめています。	33

【な行】

「にこにこネット」避難行動要支援者台帳	社会福祉協議会	災害時や市からの避難情報発令時に、他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ家族等による避難支援が受けられない方を対象に作成している避難支援の情報を記載した台帳で、地域の支援者間で情報共有を行っています。台帳作成者には、あわせて緊急連絡カードを作成しています。	25
「にこにこネット」見守り・安心台帳	社会福祉協議会	生活上の援助が必要な一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障害や難病を抱え生活上に困難が認められる世帯等、特別な事情で見守りや生活支援が必要な方を対象に作成している台帳で、地域の支援者間で情報共有を行っています。台帳作成者には、あわせて緊急連絡カードを作成しています。	22, 23
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	専門員を配置し、生活支援員の援助活動により、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理サービス、通帳書類等預かりサービス、相談・訪問活動を行います。	33
日本赤十字	福祉課	1952年に制定された日本赤十字社法によって設立された認可法人です。人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性を基本原則として掲げ、国内外の災害時等に対応しています。日本赤十字社岩手県支部奥州市地区の事務局を福祉課に置いています。	29, 31
乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	すべての乳児のいる家庭が対象（原則生後4か月を迎えるまで）であり、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。	32
乳幼児健康診査事業	健康増進課	1か月・6か月・9か月・1歳児を対象に医療機関で行う乳児個別健診、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に行う集団健診、2歳6か月児を対象に歯科医療機関で行う歯科健診があります。健診内容は保健指導、栄養相談、発達相談、内科診察、歯科診察、歯科指導、フッ化物塗布などです。	32

【は行】

はいかいSOSネットワーク事業	地域包括支援センター	関係機関が相互に連携し、徘徊高齢者等を早期に発見し徘徊高齢者等の安全並びにその家族等の身体的・精神的な負担軽減を図る事業です。主な内容は、徘徊高齢者等の把握、登録、本人や家族等への支援、関係機関相互の連絡や支援体制の構築、事業の普及啓発などです。	21, 26
-----------------	------------	---	--------

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載ページ
被災者見舞金・弔慰金	福祉課	水震火災その他の災害が発生した場合に、被災した住民の援護を図ることを目的とし、被災世帯に対して被災者見舞金及び弔慰金を交付するものです。交付額については被害区分に応じて異なります。	37
避難行動要支援者名簿	福祉課	高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である在宅者で、かつ家族等による必要な避難支援を受けることができない者を避難行動要支援者といいます。 避難行動要支援者を対象に作成する「にこにこネット」避難行動要支援者台帳の被作成者を集約した名簿です。	23, 25
ファミリーサポートセンター事業	社会福祉協議会	「子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)」が会員となります。おねがい会員が仕事や家庭の事情、保護者のリフレッシュでお手伝いが必要などに、まかせて会員がサポート活動を行います。センターはその会員相互の仲介を行います。	32
福祉活動推進員	社会福祉協議会	市内の行政区単位に福祉活動推進員を設置し、地域福祉活動を推進します。	22, 26, 36
福祉活動専門員（CSW）	社会福祉協議会	支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の親などに対して、見守り、生活課題の発見、相談援助など必要なサービスや専門機関へのつなぎと課題を解決するための支援を行います。また、地域住民と一緒に地域の福祉力の向上を図り、セーフティネットの体制づくりと地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関等に働きかけます。	22, 24, 30, 31, 32, 36, 37, 38
福祉懇談会	社会福祉協議会	互いに支え合い住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるための仕組みづくり構築のため、市や社会福祉協議会が地域の福祉関係者に対して事業説明等を行い、参加者からは地域生活課題や困りごとなどを伺う相互の意見交換の機会として開催しています。	30, 31, 36
ふれあいいきいきサロン	社会福祉協議会	高齢者や障がい者、子育て世代が集まり、お茶のみやレクリエーション等の多様な取り組みをしています。	23, 24, 31
放課後児童健全育成事業	こども家庭課	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の事業です。	32
ボランティア・市民活動センター	社会福祉協議会	情報の提供や活動拠点の開設、ボランティア登録事業などを通じて、ボランティア活動の啓発と活性化、ボランティア団体の支援を実施しています。また、各種講座の開催や出会い・学び・協働の機会を創出し、共生の文化と人づくりのための基盤整備をすすめ、地域の多様な個人・団体と協働して総合的な支援体制を構築します。	30, 31

【ま行】

みまもりおーネット	福祉課	みまもりおーネットは奥州市地域見守り支援ネットワークの愛称です。 高齢者の孤立防止や消費者被害の防止等に地域全体で取り組むことを目的とし、民間事業者の協力をいただきながら、地域の中の見守る人・見守られる人を特定しない形で進める見守り活動です。日常の生活や仕事の中で、高齢者等の「ちょっと気になる…」ということに気づいたときに、市にご連絡いただくことで、地域の高齢者等をゆるやかに見守っています。	21, 26, 28, 29, 35
民生児童委員	福祉課	民生児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしています。	26
民生児童委員	社会福祉協議会	民生児童委員(協議会)と地域福祉推進のため連携し、民生委員活動の支援をします。奥州市民生児童委員連合協議会の事務局となっています。	26

事業・業務名	担当課等	事業・業務の説明	掲載 ページ
民生児童委員連合協議会補助金	福祉課	市内の法定民生児童委員協議会の相互連携と活動の充実及び民生児童委員、主任児童委員の活動を支援するため奥州市民生児童委員連合協議会に補助金を交付するものです。	31
民生相談員	福祉課	地域の見守りや相談役を行い市民生活の安定を図るため民生相談員を設置しているものです。相談員は、民生委員法に規定する民生委員の職にある者を市長が委嘱しています。	31
無料法律相談	市民課	市民生活の安定を図るため、法的解釈が必要な相談ごとに対し無料の弁護士相談会を年21回実施しています。	34

資料4 用語解説（五十音順）

【あ行】

インフォーマル

公式ではなく、形式ばらないことをいいます。公的機関や専門職のフォーマルなサービスに対して、インフォーマルなサービスには家族や友人、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかないものがあげられます。

移動制約者

公共交通機関が使えないまたは使いにくさを感じている人、街を移動するのに困難や不便を感じている人、自家用車を運転できない人など、移動を制約される人のことをいいます。

【か行】

ケアマネジメント

病気やけが、障害、加齢などで生活上の支援を必要としている本人及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的に必要な支援・サービスのためのケア計画を作成し、継続的に支援を行うことをいいます。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することをいいます。

個人情報

生存する個人に関する情報であり、かつその情報に含まれる記述等によって特定の個人を識別できるものをいいます。

【さ行】

自主防災組織

地域住民一人一人が協力連携し、自分たちの地域は自分たちで守るという考えのもと、発災時はもちろん日頃から地域が一緒になって防災活動に取り組むために、地域で自主的に設立する組織です。

社会的孤立

客観的かつ定量的に評価されたソーシャルネットワークの減少及び社会的接触の欠乏した状態をいいます。社会的孤立は、孤立死、犯罪、消費トラブルなど顕在化する問題の素地となるだけでなく、生きがいや尊厳といった外部から見えない高齢者の内面にも深刻な影響をもたらします。

【た行】

待機児童

子育て中の保護者が、保育所又は学童保育施設に入所申請しているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている状態の児童をいいます。

第三者評価

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生することをいいます。女性の晩婚化や出産年齢の高齢化、兄弟数や親戚ネットワークの希薄化により、ダブルケアにより負担を感じている世帯が増加しています。

地方創生

東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした一連の政策をいいます。

【は行】

8050 問題

高齢の親と働いていない中高年の独身の子が同居していることをいわゆる「8050」といいます。限られた収入(親の年金)での生活困窮や、親の介護、親が亡くなった後など社会的な問題に起因しています。この計画では、「8050」から起因する問題を「8050 問題」と表記しています。

バリアフリー

生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、高齢者や障がい者にとって生活に障害となる物理的な障壁（バリア）を取り除く（フリーにする）ことをいいます。

伴走型支援

マラソンなどでランナーのそばについて走る伴走者のように、困っている人、苦しんでいる人の近くにいき、問題解決よりもつながる、寄り添うことを目的とし、相談者と一緒になって考える支援のことをいいます。

ハンディキャップ体験

高齢者や障がい者が日常生活の中で体験していることを、疑似体験として学ぶことです。アイマスクをつけて歩行したり、段差やスロープのあるところを車いすや白杖を用いて移動するなど、障がい者の身体的な感覚を体験するとともに、生活のしづらさが環境や周囲の条件から生みだされるということを理解する取組をいいます。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者（災害対策基本法による定義付け）のことで、一般的に高齢者、障がい者などをいいます。市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。

プライバシー

個人の私生活や家庭内の私事、また、それを他の個人や社会に知られず干渉や侵害を受けない権利のことをいいます。

【わ行】

ワンオペ育児

ワンオペとはワンオペレーションの略で、作業を全て一人でこなすという意味です。ワンオペ育児は、子育てと家事や仕事の全てを一人でこなさなければならない状況をいいます。

資料5 地域福祉推進の取組み状況（評価の調査項目）

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり

1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
ふれあいいきいきサロン実施数	287 か所 (3,746 回)	286 か所 (4,016 回)
みまもりおーネット登録事業者数 (地域見守り支援ネットワーク)	61 事業所	79 事業所
ささえあいの会登録者数／活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	162 人 (2,183 件)	104 人 (1,550 件)
にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	2,643 人	2,674 人
ボランティア協力店登録店舗数	98 店	96 店
住民支え愛マップ作成地域数	104 行政区	168 行政区
ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,298 人	1,183 人

2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
災害時要援護者避難支援台帳整備人数	1,067 人	1,674 人
福祉避難所数	29 施設	30 施設
(再掲)にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	2,643 人	2,674 人
(再掲)住民支え愛マップ作成地域数	104 行政区	168 行政区
(再掲)ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,298 人	1,183 人

第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり

1 交通弱者の支援の仕組みづくり

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
(再掲)にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	2,643 人	2,674 人
(再掲)ささえあいの会登録者数／活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	162 人 (2,183 件)	104 人 (1,550 件)

2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
ボランティア団体登録数	88 団体 (3,408 人)	76 団体 (2,955 人)
ボランティアコーディネート数	120 件	80 件
ボランティア団体連絡協議会の開催数	34 回	49 回
地域福祉活動に各種助成金を活用した団体数	29 団体	24 団体
(再掲)みまもりおーネット登録事業者数 (地域見守り支援ネットワーク)	61 事業所	79 事業所
(再掲)ボランティア協力店登録店舗数	98 店	96 店

3 地域福祉を支える人材の育成

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数	13,096 回	14,058 回
民生委員・児童委員の相談・支援件数	9,480 件	9,812 件
福祉教育に取り組む小中学校数	全 39 校	全 36 校
福祉推進校数	58 校	45 校
住民懇談会の開催数	30 地区 (916 人)	30 地区 (1,150 人)
ファミリーサポートセンター登録者数／活動件数	1,415 人 (1,610 件)	1,064 人 (849 件)

第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

1 成年後見制度促進に向けた仕組みづくり

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
日常生活自立支援事業の利用者数／相談援助件数	110 人 (1, 124 件)	107 人 (1, 299 件)
成年後見制度市長申立て件数	1 件	8 件
権利擁護あんしんセンター支援実績延べ件数	301 件	599 件

2 丸ごと受け止める支援の体制づくり

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
地域包括支援センターへの相談件数	8, 185 件	7, 794 件
心配ごと相談所への相談件数	57 件	25 件
生活保護からの自立数	56 世帯	73 世帯
(再掲)住民懇談会の開催数	30 地区 (916 人)	30 地区 (1, 150 人)

3 必要なサービスにつなげる体制づくり

活動指標	前計画初年度 (平成 28 年度)	現状値 (令和元年度)
認知症サポーター養成(養成講座修了)者数	11, 028 人	14, 233 人
第三者評価を受審した福祉サービス事業所数	0 事業所	0 事業所
ホームページで情報公開をしている所轄社会福祉法人数	全 27 法人	全 28 法人
(再掲)地域包括支援センターへの相談件数	8, 185 件	77, 494 件
(再掲)心配ごと相談員への相談件数	57 件	25 件

資料6 障害の「害」の字のひらがな表記について

「障害」の「害」の字は、「害悪」「公害」などの負のイメージが強いため、「障害」の「害」の字をひらがな表記にすることによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが行政を中心に広がっています。

奥州市地域福祉計画は、障害の「害」の字のひらがな表記について、以下のルールに従って策定しています。

【ひらがなで表記する場合】

障がい者に対し、直接働きかけたり、人の状態を表す言葉は、ひらがな表記を基本としています。

（例）障害者→障がい者、障がいのある人（方）

身体障害者→身体障がい者、身体に障がいのある人（方）

視覚障害者→視覚障がい者、目の不自由な人（方）

障害福祉→障がい福祉、障害種別→障がい種別

障害者スポーツ→障がい者スポーツ

障がいのある方には「障害者社会参加促進事業補助金」を活用できます。

【ひらがな表記の適用を除外する場合】

ひらがな表記をすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されるおそれがある言葉については適用除外としています。例えば、条例等法規の題名、本文等における「障害」の言葉は、「害」の字をひらがなにすることにより、用語や定義が法律と同一でなくなり、その言葉の持つ意味が失われたり誤解される恐れがあるためです。このことから、以下においては、人の状態を表す言葉であっても適用除外とし、漢字表記として取り扱うこととしています。

ア 条例、規則等

（例）身体障害者福祉法、障害者自立支援法

イ 法令、条例等に規定されている用語、名称等

（例）身体障害者手帳、特別障害者手当、障害者控除

ウ 団体・機関等の固有名称

（例）障害程度区分認定審査会、高次脳機能障害、障害者社会参加促進事業

エ 人の状態を表すものでない「障害」

（例）青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為、電波障害

参考：岩手県HP

平成25年1月31日付健康福祉部長通知

資料 7 奥州市地域福祉計画の策定経過

時 期	経 過
令和 2 年 6 月 25 日	第 3 期奥州市地域福祉計画策定方針の決定
令和 2 年 7 月 1 日	奥州市地域福祉計画策委員会委員委嘱
令和 2 年 8 月 27 日	第 1 回奥州市地域福祉計画策定委員会(奥州福祉推進市民会議と合同) ・第 3 期奥州市地域福祉計画の策定方針について
令和 2 年 9 月 16 日	奥州市地域福祉計画策委員会ワーキンググループ任命、会議
令和 2 年 10 月 26 日	地域共生社会に向けた包括的支援体制について先進地視察(盛岡市)
令和 2 年 10 月 30 日	奥州市地域福祉計画策委員会ワーキンググループ研修会
令和 2 年 12 月 15 日	第 2 回奥州市地域福祉計画策定委員会(奥州福祉推進市民会議と合同) ・第 3 期奥州市地域福祉計画本文素案について
令和 3 年 1 月 29 日	第 3 回奥州市地域福祉計画策定委員会 ・第 3 期奥州市地域福祉計画素案について ・住民説明会、パブリックコメントの実施について
令和 3 年 2 月 12 日 令和 3 年 2 月 15 日～ 令和 3 年 2 月 22 日～	全員協議会において議員説明 パブリックコメントの実施(2/15～3/5) 計画策定に係る住民説明会の実施(2/22～3/1) (社会福祉協議会と合同開催)
令和 3 年 3 月 22 日	第 4 回奥州市地域福祉計画策定委員会(奥州福祉推進市民会議と合同) ・第 3 期奥州市地域福祉計画の最終案について
令和 3 年 3 月 24 日	第 3 期奥州市地域福祉計画の決定

計画策定に係る住民説明会 実施状況

会場	日 時	場 所	参加者
衣川	2 月 22 日(月) 10:00～	衣川保健福祉センター	26 人
前沢	2 月 22 日(月) 14:00～	奥州市前沢総合支所	49 人
胆沢	2 月 24 日(水) 10:00～	胆沢文化創造センター	40 人
江刺	2 月 26 日(金) 14:00～	江刺総合コミュニティセンター	63 人
水沢	3 月 1 日(月) 10:00～	奥州市総合福祉センター	50 人
	3 月 1 日(月) 14:00～		51 人
合 計			279 人

資料 8 奥州市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 19 年奥州市告示第 217 号)

改正 令和 2 年奥州市告示第 149 号の 7

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)を円滑に策定するため、奥州市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、計画の策定に関することとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 公募による者
- (2) 行政区長
- (3) 奥州市老人クラブ連合会の構成員
- (4) 奥州市地域婦人団体協議会の構成員
- (5) ボランティア団体の構成員
- (6) 消防団員
- (7) 介護サービス事業者の役職員
- (8) 障害福祉サービス事業者の役職員
- (9) 児童福祉関係者
- (10) 保健医療関係者
- (11) 胆江地区保護司会の役職員
- (12) 岩手県社会福祉士会胆江ブロック会の構成員
- (13) 農業協同組合の役職員
- (14) 商工団体の役職員
- (15) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員
- (16) 奥州市民生児童委員協議会の構成員
- (17) 行政機関の職員
- (18) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

附 則(令和2年奥州市告示第149号の7)

資料9 奥州市地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期：令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

設置要綱による区分	団体等名称	委員氏名
(1) 公募による者	公募	及 川 アツ子
(2) 行政区長	奥州市行政区長連絡協議会	岩 渕 二 郎
(3) 奥州市老人クラブ連合会の構成員	奥州市老人クラブ連合会	佐 藤 擴
(4) 奥州市地域婦人団体協議会の構成員	奥州市地域婦人団体協議会	鈴 木 勝 子
(5) ボランティア団体の構成員	奥州市ボランティア連絡協議会	菅 野 好 平
(7) 介護サービス事業者の役職員	県南ブロック高齢者福祉協議会	伊 藤 いずみ
(8) 障害福祉サービス事業者の役職員	岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会	但 木 美 穂
(9) 児童福祉関係者	胆江地区保育協議会	色 川 秀 一
(13) 農業協同組合の役職員	岩手ふるさと農業協同組合	鈴 木 勝 幸
(14) 商工団体の役職員	奥州商工会議所	菊 地 浩 明
(15) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員	奥州市社会福祉協議会	大 内 薫
(16) 奥州市民生児童委員協議会の構成員	奥州市民生児童委員連合協議会	佐 藤 忠 助
(17) 行政機関の職員	県南広域振興局保健福祉環境部	小 原 奈 恵
	奥州警察署	青 木 優 亮
	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	小野寺 和 則
(18) 市長が必要と認める者	水沢地域福祉推進協議会	佐 藤 忠 雄
	江刺地域福祉推進協議会	高 橋 善 昭
	前沢地域福祉推進協議会	千 田 敏 彦
	胆沢地域福祉推進協議会	鈴 木 公 男
	衣川地域福祉推進協議会	佐々木 金 男
	水沢地区町内会連絡協議会	三 浦 光 章
	奥州市身体障害者福祉会	鈴 木 次 三
	胆江地区手をつなぐ育成会連絡会	大 谷 直 子
	奥州市精神障害者家族会連合会	遠 藤 洋 治
	奥州市母子寡婦福祉協会	小 澤 幸 子
	公益財団法人江刺青年会議所	菅 原 正 堯
	特定非営利活動法人奥州・いわてNPOネット	高 橋 宣 子
	胆江日日新聞社	渡 辺 晃

第3期奥州市地域福祉計画

『共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり』

令和3年3月策定

発 行	奥州市福祉部福祉課
T E L	0197-24-2111（代表）
ホームページ	http://www.city.oshu.iwate.jp
